

文教大学湘南校舎体育会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、文教大学湘南校舎体育会と称する。

(所在)

第2条 本会本部（以下「本部」という。）は、神奈川県茅ヶ崎市行谷1100文教大学内に置く。

(目的)

第3条 本会は、文教大学における体育活動の向上に努めるとともに、体育を通じて全学友の親睦をはかり、心身を練磨し、会員相互の連帯をはかることを目的とする。

第4条 本会会員は、第3条の目的に賛同し、各部、同好会に所属するものとする。

(事業)

第5条 本会は次のとおり事業を行う。

- (1) 全学友へのスポーツの普及に関する事業
- (2) 学内運動競技会の開催
- (3) 優秀なる成績を修めた部、同好会及び会員の表彰に関する事項
- (4) 機関誌の発行
- (5) その他の目的達成に必要な事業

第2章 組織

第1節 機関

(機関)

第6条 本会は会運営のため次の機関を置く。

- (1) 総会
- (2) 主将会議
- (3) 本部
- (4) 部、同好会
- (5) 委員会

第2節 総会

(権限)

第7条 総会は、本会の最高議決機関とする。

(構成)

第8条 総会は、次のように構成される。ただし、総会の議運団は、本会会員の中から本会会長（以下「会長」という。）がその都度任命し、会員の承認を得る。

- (1) 会長、副会長
- (2) 議運団（議長、副議長、書記）
- (3) (1)、(2)を除く会員

(招集)

第9条 総会は次の場合、会長が招集することができる。ただし、会長に事故ある場合には、会長を代行して副会長がこれにあたる。

(1) 春と秋の年2回の定例総会

(2) 臨時総会

ア 全会員の1/3以上の要求があった場合

イ 全主将の2/3以上の要求があった場合

ウ 会長が必要と認めた場合。

ただし、アイの場合は10日以内に招集する。

(成立)

第10条 総会は議運団を除く全会員の2/3以上の出席をもって成立する。原則として、4年生以外の委任状は認めないものとする。定足数に満たない場合には後日総会をもつ。

(協議事項)

第11条 総会は次の事項について協議する。

(1) 予算、決算の承認

(2) 体育会年間計画案及び活動報告の承認

(3) 役員承認(本部及び本部役員)

(4) 本部役員の解任

(5) 部、同好会の昇格、格下げ、除名等の処分及び加盟の承認

(6) 規約の改正についての承認

(7) 主将会議の決議事項中、特に必要と認められたもの、その他重要事項

(議決)

第12条 総会の議決は出席者の2/3以上の賛同による。ただし、三役は除く。

第3節 主将会議

(主将会議)

第13条 主将会議は総会に次ぐ、第2の議決機関とする。

(構成)

第14条 主将会議は次のように構成される。

(1) 各部、同好会主将1名

(2) 会長

(3) 副会長

(招集)

第15条 主将会議は会長が次の場合、招集することができる。ただし、会長に事故ある場合には、会長を代行して副会長が招集することができる。

(1) 月1回の定例主将会議

(2) 臨時主将会議

ア 全主将の1/3以上の要求があった場合

イ 会長が必要と認めた場合。ただし、アの場合は3日以内に招集する。

(成立)

第16条 主将会議は、全主将の2/3以上の出席及び会長、副会長の出席をもって成立する。

定足数に満たない場合には、後日主将会議をもつ。

(審議)

第 1 7 条 主将会議は第 5 条に定められた事業の実施計画について審議する。

(議決)

第 1 8 条 主将会議の議決は出席者の過半数の賛同による。特に重要事項の動議があった場合のみ 2 / 3 以上の賛同を必要とする。ただし、三役は除く。

第 4 節 本部

(権限)

第 1 9 条 本部は、本会の唯一の最高執行機関とする。

(機関)

第 2 0 条 本部は次の機関を置く。

- (1) 会長
- (2) 副会長
- (3) 書記局
- (4) 渉内渉外局
- (5) 財務局
- (6) 企画局
- (7) 広報局
- (8) 監査局
- (9) O B 会事務局

(任務)

第 2 1 条 各機関は次の任務を行う。

- (1) 会長は、本会及び本部の代表とし、最高責任者として運行執行を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故がある場合にはこれを代行する。
- (3) 書記局は、議事録、会員名簿の作成及び保管その他事務などに関する任務にあたる。
- (4) 渉内渉外局は、学内の交渉事等の任務にあたる。
- (5) 財務局は、本会運営に関する会計等の任務にあたる。
- (6) 企画局は、行事等の中心となり、企画担当の任務にあたる。
- (7) 広報局は、機関誌の発行及び本会運営に関する報道等の任務にあたる。
- (8) 監査局は、部、同好会の活動等を監査し、助言等の任務にあたる。
- (9) O B 会事務局は、本会と O B 会との連絡等の任務にあたる。

(任期)

第 2 2 条 役員の任期は、4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までの 1 年間とする。ただし、重任を妨げない。欠員が生じた場合、補充された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第 2 3 条 本部は、本会の運営執行の円滑化を図るため会長の招集により月 1 回の定例本部会議及び臨時本部会議をもつこととする。

第 5 節 部、同好会

(部、同好会)

第 2 4 条 部、同好会は、第 3 条の目的に沿って活動を行う。

第 2 5 条 部、同好会は、試合構成人数以上の会員から成る。

第 2 6 条 部は同好会より以上の実績を有する。

第 2 7 条 部、同好会は、次の役職を置かなければならない。

- (1) 顧問
- (2) 主将
- (3) 本部役員
- (4) 会計

ただし、顧問は部、同好会の最高責任者として本学の教職員がその任務にあたらなければならない。

第 2 8 条 部、同好会は次の書類を作成し、本部の指定した日時までに提出しなければならない。

- (1) 部、同好会の会員名簿
- (2) 活動計画及び結果報告書
- (3) 活動許可願
- (4) その他、本部が必要と認めた書類

第 6 節 委員会

(委員会 の 設置)

第 2 9 条 本部は、第 5 条に定められた事業の運営を円滑に行うために、必要に応じて委員会を置くことができる。

(構成)

第 3 0 条 各種委員会の委員長は、会長を除く本部役員が任務にあたり、会長がこれを任命する。

第 3 1 条 各種委員会は、本部と密接な連絡をとりながら活動の企画実行を担当し、そのために必要な会議は会長が招集する。ただし、委員長は、会長の承認を得てそれを代行することができる。

第 3 章 加盟

(加盟)

第 3 2 条 本会に加盟する団体は、名称、目的、責任者名、人数、顧問名を明記した同好会加盟申請書 (所定用紙) を 4 月 1 日から 6 月 3 0 日までに、会長に提出しなければならない。

(監査)

第 3 3 条 会長は、加盟申請書を受理した場合、1 週間以内に全会員に告示する。監査局は、加盟申請書を受理した後、授業開始から試験開始 1 週間前までを監査期間とし、監査結果を主将会議に提出しなければならない。加盟は、主将会議において 2 / 3 以上の賛同を得た後、総会での承認をもって決定する。

(誓約書の提出)

第 3 4 条 加盟決定後、その団体は誓約書を会長に提出しなければならない。

(部昇格申請)

第 3 5 条 同好会が部への昇格を希望し、申請する際には部昇格申請書（所定所定用紙）を 4 月 1 日から 5 月 3 1 日までに会長に提出しなければならない。ただし、同好会加盟後 2 年間は、部昇格申請は認められない。

（監査）

第 3 6 条 会長は、昇格申請書を受理した場合、1 週間以内に全会員に告示する。監査局は昇格申請書を受理した後、授業開始から試験開始 1 週間前までを監査期間とし、監査結果を主将会議に提出しなければならない。昇格は、主将会議において 2 / 3 以上の賛同を得た後総会での承認をもって決定する。

（処分）

第 3 7 条 本会の加盟団体に規約に反する行為、総合秩序を乱す行為があった場合または活動不振のときは、監査局の発議により、主将会議に諮り 2 / 3 以上の賛同をもって以下の処分を決定し、総会で承認を得る。

- （1） 予算停止
- （2） 活動停止
- （3） 格下げ
- （4） 除名
- （5） その他処分

（脱退）

第 3 8 条 本会から脱退しようとする団体は、脱退届を会長に提出し、総会において、理由を説明した後脱退とされる。

第 4 章 財務

（経費）

第 3 9 条 本会の経費は、文教大学学友会費から体育会に対する割当金、その他の収入をもってこれに当てる。

（会計年度）

第 4 0 条 本会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までとする。

（予算案）

第 4 1 条 部、同好会は、予算原案を本部に提出しなければならない。本部の予算案は本部で作成する。

第 4 2 条 本部に提出された部、同好会の本部の予算原案は、予算会議にて審議し、決定され、その後体育会総会、学友会総会にて承認を得る。

（予算会議）

第 4 3 条 予算会議は、本会の活動を維持していくための予算を決定するものである。

第 4 4 条 予算会議は、次のように構成される。

- （1） 各部 主将、会計、各 1 名
- （2） 各同好会 主将、会計、各 1 名
- （3） 会長
- （4） 財務局
- （5） 監査局

第 4 5 条 予算会議は、年々予算決定時期に必要な応じて会長が招集する。

第46条 予算会議は次の事項について審議する。

- (1) 各部、同好会の予算
- (2) 本部の予算

第47条 予算は、予算会議の全ての出席者によって審議され、各部、同好会の主将及び会長の2 / 3以上の賛同をもって決定される。

(決算)

第48条 部、同好会は、決算書を本部に提出し、学友会会長監査により、会計監査を受け、体育会総会、学友会総会にて、承認を得る。本部の決算は、学友会会計監査による会計監査を受け、体育会総会、学友会総会にて承認を得る。

第49条 本会の新規部、同好会は、昇格年度の翌年度から予算を受けることができる。

第5章 選挙

(選挙)

第50条 本部役員は、本会会員の中から選出する。

第51条 会長、副会長は立候補し、選挙細則に従い選挙を行い決定する。

第52条 会長、副会長以外の本部役員は、各部、同好会から1名ずつ選出され、主将会議の承認を得る。ただし、会長、副会長の所属団体は、その選出を免除されることもある。

(承認)

第53条 承認された本部役員の中から、新年度会長が各局長及び各局員を任命し、総会の承認を得る。

(解任)

第54条 会長及び副会長は、次の場合解任される。

- (1) 全主将の2 / 3以上の不信任決議があった場合
- (2) 総会において2 / 3以上の不信任決議があった場合
- (3) 会長及び副会長が主将会議に対して辞任願いを提出し、受理された場合
ただし、新会長及び新副会長が選出されるまでの期間は、現会長並びに現副会長がその責任において任務にあたる。

第6章 規約改正

(規約改正)

第55条 本会規約の改正は、主将会議又は本部の2 / 3以上の賛同を得て発議し、主将会議の2 / 3以上の賛同をもって決定され、総会で承認を得る。

第7章 附則

(規約の解釈)

第56条 本会の規約の解釈に関し、懐疑の生じた場合その解釈決定は、慣例、その他により本部で行う。

(特別条例)

第57条 規約で対処できない特別な状況に際し、本会の運営をより円滑にするために、特別条例を作成することができる。

- (1) 特別条例は、会長が発議し、主将会議に諮り、2 / 3以上の賛同をもって決議され、総会で承認を得る。

(2) 特別条例は、その年度の本部の責任により有効期限は、任期末日までとする。

附 則

- 1 本規約は、平成 5 年 4 月 1 日から一部改正、施行する。
- 2 本規約は、平成 6 年 4 月 1 日から一部改正施行する。

選挙細則

(選挙)

第1条 選挙は、体育会全構成員によって行われる。(選挙管理委員をのぞく。)

(選挙管理委員会)

第2条 選挙に際して選挙管理委員会を設ける。

第3条 選挙管理委員会は、一般会員より募り、会長が任命した委員長1名、委員4名で構成される。ただし、有権者、立候補者、及びその責任者は除く。

第4条 選挙管理委員会は、選挙の告示をし、その日から2週間以内に行う。

第5条 立候補者届出期間は1週間とする。

第6条 選挙管理委員会は、立候補締切日及び、開票の後、立候補者並びに当選者名を公示しなければならない。

(立候補者)

第7条 立候補者は、指定の期日までに、選挙管理委員会に届出、所定の手続きをしなければならない。

第8条 立候補者は、手続きの際、責任者を1名つけなければならない。

(選挙運動)

第9条 選挙運動は原則として、立会演説会のみに限られる。

(投票)

第10条 投票は、選挙管理委員会交付投票用紙で無記名で行う。

第11条 選挙は、有権者数の2/3以上の投票をもって成立し、有効投票数の2/3以上の信任票をもって信任とする。

(当選基準)

第12条 対立候補が出た場合、選挙当日までに、当選基準を選挙管理委員会内で決定し公表する。

(開票)

第13条 開票は、即日、選挙管理委員過半数出席のもとに行う。

(当選の取り消し)

第14条 開票後に不正の発覚した場合は、当選を取り消すことができる。ただし、選挙管理委員会での承認を要する。

(補充選挙)

第15条 選挙の結果、欠員が生じた場合、10日以内に補充選挙を行う。ただし再立候補は認めない。